



平成 17 年 11 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社スクウェア・エニックス
代 表 者 名 代表取締役社長 和田 洋一
(コード番号 9684 東証第一部)
問 合 せ 先 経営企画部長 佐々木 通博
(TEL.03 - 5333 - 1555)

2010 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

当社は、平成 17 年 11 月 9 日開催の取締役会において、2010 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債(総額 500 億円)を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

< 資金調達目的等 >

今回の資金調達による手取概算額 500 億円は、短期借入金の返済に 400 億円、運転資金に 100 億円を充当する予定であります。

< 転換価額修正型(希薄化抑制型)新株予約権付社債を発行する理由 >

本新株予約権付社債は、ゼロクーポンで発行することによる調達コストの最小化を実現すると共に、新株予約権の諸条件の設定方法を工夫することにより、1 株あたり利益の希薄化に配慮しつつ、株価上昇時には円滑な転換を促し、財務体質の強化を図ることを目指しています。

< 本新株予約権付社債の特徴 >

本新株予約権付社債の基本的な性格は、転換価額が 1 年毎に修正されるものですが、当初 1 年間は転換価額が基準価格(平成 17 年 11 月 8 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値)の 150%に固定されており、当社株価が転換価額を上回らない水準では転換が促進されない設計となっております。2 年目以降につきましては、転換価額が毎年 11 月第 3 金曜日(当日含む)までの 10 連続取引日の VWAP 平均の 94%に修正されますが、転換価額の下限を基準価格の 100%と設定していることにより、基準価格を下回る水準における希薄化を抑制することが可能となります。すなわち、株価下落時には希薄化を抑制し、一方、株価上昇時には、転換価額の修正により希薄化軽減効果を追求できる設計となっております。

なお、本新株予約権付社債には、償還日の 1 ヶ月前までのいずれかの時期で当社の選択により、1 回に限り、いつでも行使することが可能な基準価格修正特約条項が付与されており、特約発動時には、下限転換価額及び転換価額は 1,700 円をフロア価額として修正されます。ただし、特約の発動は、希薄化を十分に考慮した上で、当社独自の判断で行うことが可能であり、株価下落時には、転換促進のための特約発動が当社の資本政策上必要不可欠と判断した場合においても、希薄化を十分に考慮した時期及び価格を選択することが可能となっております。

また、本新株予約権付社債には、本新株予約権付社債権者に対して繰上償還請求権が付与されておらず、当社に対してのみ繰上償還権が付与されております。従って、過度の希薄化を回避する等の目的で、当社が必要と判断した場合、その時点の状況により、30 日以上事前の通知により額面 100 円につき金 100 ~ 101.50 円で繰上償還することが可能となっております。

ご注意： この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、本新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における本新株予約権付社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において本新株予約権付社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本新株予約権付社債については米国における募集は行われません。

本新株予約権付社債の概要

- | | |
|------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 社債の名称 | 株式会社スクウェア・エニックス 2010 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債
(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。) |
| 2. 本社債の発行価額 | 本社債額面金額の 100% (各本社債の額面金額 1 億円) |
| 3. 本新株予約権の発行価額 | 無償とする。 |
| 4. 払込期日及び発行日 | 2005 年 11 月 25 日 |
| 5. 募集の方法 | 第三者割当の方法により、英国法人 Daiwa Securities SMBC Europe Limited に全額を割り当てる。 |
| 6. 本新株予約権に関する事項 | |
| (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数 | イ. 種類
当社普通株式
ロ. 数
本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を本項第(3)号記載の転換価額(但し、本項第(8)号又は第(9)号によって修正又は調整された場合は修正後又は調整後の転換価額)で除して得られる最大整数とする。この場合に 1 株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。 |
| (2) 本新株予約権の総数 | 500 個、及び本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することがある代替新株予約権付社債券に係る本社債額面金額合計額を 100,000,000 円で除した個数の合計数 |
| (3) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額 | 本新株予約権 1 個の行使に際して払込をなすべき額は、各本社債の発行価額と同額とする。
本新株予約権の行使に際して払込をなすべき 1 株あたりの額(以下「転換価額」という。)は、当初金 5,100 円とする。 |
| (4) 本新株予約権の発行価額を無償とする理由及びその行使に際して払込をなすべき額の算定理由 | 本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、本新株予約権が行使されると代用払込により本社債は消滅し、かつ本社債が繰上償還されると本新株予約権の行使期間が終了するなど、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また、本新株予約権に内在する理論的な経済的価値と、本社債に本新株予約権を付した結果、本新株予約権付社債全体の発行に際し、本社債の利率、発行価額その他の発行条件により当社が得ることのできる経済的価値とを勘案して、その発行価額を無償とした。本新株予約権付社債が転換社債型新株予約権付社債であることから、本新株予約権 1 個の行使に際して払込をなすべき額は各本社債の発行価額と同額とし、当初の転換価額は 2005 年 11 月 8 日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値を 50% 上回る額とした。 |
| (5) 本新株予約権の行使により発行される株式の発行価額中の資本組入れ額 | 本新株予約権の行使により発行される株式の発行価額中の資本に組入れる額は、当該発行価額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。 |
| (6) 本新株予約権の行使請求期間 | 2005 年 11 月 28 日から 2010 年 11 月 11 日の営業終了時(預託地時間)までとする。但し、上記本新株予約権の行使請求期間は、(A) 第 7 項第(4)号(イ)、(ロ)又は(二)のいずれかにより当社が本社債を繰上償還する場合には、当該償還日の前営業日の営業終了時(預託地時間)まで、(B) 第 7 項第(4)号記載の買入消却の場合は、当社が本社債を |

ご注意： この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、本新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における本新株予約権付社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において本新株予約権付社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目録見書が用いられます。なお、本新株予約権付社債については米国における募集は行われません。

消却した時又は当社の子会社が本社債を消却のため当社に交付した時まで、(C)当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益喪失時までとする(但し、いかなる場合においても、2010年11月11日より後は本新株予約権を行使することはできない。)

(7) その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(8) 転換価額の修正

2006年11月以降(当月を含む。)、毎年11月第3金曜日(日本時間、以下本号において「決定日」という。)の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで(当日を含む。)の10連続取引日(但し、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの10連続取引日とする。以下本号において「時価算定期間」という。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の出来高加重平均価格の平均値の94%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。以下本号において「修正後転換価額」という。)に修正される。なお、時価算定期間内に、本項第(9)号で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、本新株予約権付社債の要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。但し、かかる算出の結果、修正後転換価額が3,400円(以下本号において「下限転換価額」という。但し、本項第(9)号による調整を受ける。)を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。上記に加えて、2010年10月25日までの1回に限り、当社が必要と認め、かつ本新株予約権付社債の所持人(以下「本新株予約権付社債権者」という。)に事前通知(以下「事前通知」という。)を行った場合には、通知日の翌取引日以降で当社が指定した一定の日(以下本号において「特約発動日」という。)の翌取引日以降、その時点で有効な転換価額及び上記の下限転換価額は、特約発動日まで(当日を含む。)の10連続取引日(但し、終値のない日は除き、特約発動日が取引日でない場合には、特約発動日の直前の取引日までの10連続取引日とする。以下本号において「特約発動時価算定期間」という。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の出来高加重平均価格の平均値の94%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。以下本号において「修正後転換価額」という。)に修正される。なお、特約発動時価算定期間内に、本項第(9)号で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額及び下限転換価額は、本新株予約権付社債の要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。但し、かかる算出の結果、修正後転換価額及び下限転換価額が1,700円(以下本号において「フロア価額」という。但し、本項第(9)号による調整を受ける。)を下回る場合には、修正後転換価額及び下限転換価額はフロア価額とする。なお、本号による転換価額の修正が行われた場合には、特約発動日後最初に到来する11月第3金曜日には転換価額の修正を行わず、その翌年の11月第3金曜日より上記の修正を行うものとする。但し、本号により修正された上記の下限転換価額は、特約発動日の翌取引日以降、本項第(6)号記載の本新株予約権の行使請求期間最終日の営業終了時(預託地時間)まで有効とする。

(9) 転換価額の調整

転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額又は処分価額で当社普通株式を発行し又は当社が保有する当社普通株式を処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいう。

ご注意： この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、本新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における本新株予約権付社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において本新株予約権付社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目録見書が用いられます。なお、本新株予約権付社債については米国における募集は行われません。

発行・処分株式数 × 1株あたりの発行・処分価額
既発行株式数 + 時 価

調整後転換価額 = 調整前転換価額 ×

既発行株式数 + 発行・処分株式数

また、転換価額は、当社普通株式の分割若しくは併合又は当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(10) 本新株予約権の消却事由及び消却の条件

消却事由は定めない。

(11) 本新株予約権の行使請求により交付された株式の配当起算日

本新株予約権の行使請求により交付された当社普通株式に関する利益配当金又は商法第293条ノ5に定められた金銭の分配（中間配当金）は、本新株予約権行使の効力発生日の属する配当計算期間（現在は9月30日（日本時間）及び3月31日（日本時間）に終了する各6ヶ月の期間をいう。）の初めに当社普通株式の交付があったものとみなして、これを支払う。

上記の規定にかかわらず、2005年6月29日に成立した会社法（平成17年法律第86号。以下「新会社法」という。）に基づく剰余金の配当（新会社法第454条第5項に定められた金銭の分配である中間配当金を含む。）については、当該配当を受領する権利を有する株主を確定するための基準日以前に本新株予約権の行使請求により交付された当社普通株式を、当該基準日において発行済みの他の当社普通株式（当社が保有する当社普通株式を除く。）と同様に取り扱うものとする。

(12) 代 用 払 込 に関する事項

商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号により、本新株予約権を行使したときは、かかる行使をした者から当該本新株予約権に係る本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとする旨の請求があったものとみなす。

7. 本社債に関する事項

(1) 本社債の発行総額（額面金額総額）

500億円、及び本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することがある代替新株予約権付社債券に係る本社債額面金額合計額

(2) 各本社債の額面金額

1億円。なお、包括新株予約権付社債券の場合は、当該包括新株予約権付社債券が表章する本新株予約権付社債に係る本社債額面金額合計額とする。

(3) 本社債の利率

本社債には利息を付さない。

(4) 本社債の償還方法及び期限

本社債の満期償還

2010年11月25日（償還期限）に本社債額面金額の100%で償還する。

買入消却

当社及びその子会社（代理契約書に定義される。）は、随時本新株予約権付社債を買い入れることができる。当社が本新株予約権付社債を買い入れた場合には、その選択により、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができ、当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権は、かかる消却と同時に放棄される。また、当社の子会社が本新株予約権付社債を買い入れた場合には、当該子会社は、その選択により、消却のために当該本新株予約権付社債を当社に交付することができ、当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権は、かかる交付と同時に放棄される。

債務不履行等による強制償還

本社債に関する義務の不履行その他本新株予約権付社債の要項所定の事由が生じた場合で、かつ、本新株予約権付社債権者が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより、本社債の支払代理人に対し本社債の

ご注意： この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、本新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における本新株予約権付社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において本新株予約権付社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本新株予約権付社債については米国における募集は行われません。

期限の利益の喪失の通知を行った場合、当社は、残存する本社債の全部につき期限の利益を失い、本社債を本社債額面金額で直ちに償還しなければならない。

本社債の繰上償還

(イ) 当社が他の会社の完全子会社となる場合の繰上償還

第6項第(11)号 記載の新会社法の施行日以前において、当社が合併・会社分割等で消滅会社・分割会社となるための株主総会決議が承認された場合、また当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となるための株主総会決議が承認された場合、当社は、その選択により、本新株予約権付社債権者に対し、償還日前30日以上60日以内の本新株予約権付社債の要項所定の事前通知(かかる通知は取り消すことができない。)を行った上で、当該株式交換又は株式移転の効力発生の日より前に、残存する本社債の全部(一部は不可。)を、本社債額面金額の101%で繰上償還するものとする。

新会社法の施行日以降、当社が、本新株予約権付社債の要項に従い、合併で消滅会社となる場合、及び株式会社又は他の会社と共同して株式移転をすることにより他の会社の完全子会社となる場合において、存続会社・完全親会社等に合理的な条件で本新株予約権付社債を承継させるために必要な所定の措置を講じることができなかった場合には、当社は、本新株予約権付社債権者に対し、償還日前30日以上60日以内の本新株予約権付社債の要項所定の事前通知(かかる通知は取り消すことができない。)を行った上で、当該合併又は株式交換若しくは株式移転の効力発生の日より前に、残存する本社債の全部(一部は不可。)又は上記所定の措置において当社の申し出を承諾しなかった本新株予約権付社債権者の所持する本社債の全部(一部は不可。)を、本社債額面金額の101%で繰上償還することができる。

(ロ) コールオプション条項による繰上償還

東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、10連続取引日(終値のない日を除く。)にわたり、当該各取引日において適用のある転換価額の115%以上であった場合、当社は、2005年11月28日以降2010年11月24日までの間、その選択により、本新株予約権付社債権者に対し、当該10連続取引日の末日から30日以内に、償還日前30日以上の本新株予約権付社債の要項所定の事前通知(かかる通知は取り消すことができない。)を行った上で、残存する本社債の全部(一部は不可。)を本社債額面金額の100%の金額で繰上償還することができる。当社は、2005年11月28日以降、第6項第(8)号 記載の特約発動日(当日を含まない。)までの間、その選択により、本新株予約権付社債権者に対し、償還日前30日以上の本新株予約権付社債の要項所定の事前通知(かかる通知は取り消すことができない。)を行った上で、残存する本社債の全部(一部は不可。)を本社債額面金額の101.50%の金額で繰上償還することができる。

当社は、第6項第(8)号 記載の特約発動日(当日を含む。)から6ヶ月経過後以降2010年11月24日までの間、その選択により、本新株予約権付社債権者に対し、償還日前30日以上の本新株予約権付社債の要項所定の事前通知(かかる通知は取り消すことができない。)を行った上で、残存する本社債の全部(一部は不可。)を本社債額面金額の100%の金額で繰上償還することができる。

(ハ) 本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還

該当なし。

(ニ) 税制変更等による繰上償還

日本国の税制の変更等により、当社に本社債に関する支払に関し、一定の特約に基づく追加金の支払の義務が発生し、かつ当社が利用できる合理的な手段によってもかかる義務を回避し得ない場合、当社は、その選

ご注意： この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、本新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における本新株予約権付社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において本新株予約権付社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目録見書が用いられます。なお、本新株予約権付社債については米国における募集は行われません。

択により、本新株予約権付社債権者に対し、償還日前 30 日以上 60 日以内の本新株予約権付社債の要項所定の事前通知(かかる通知は取り消すことができない。)を行った上で、いつでも、残存する本社債の全部(一部は不可。)を本社債額面金額で繰上償還することができる。但し、本社債に関する支払をしたとすれば上記追加金の支払の義務が課せられる最も早い日から 90 日より前の日には、かかる償還の事前通知を行うことはできない。

- (5) 社債券の様式 無記名式の新株予約権付社債券
 - (6) 社債の担保又は保証 該当なし。
 - (7) 財務上の特約 担保設定制限が付される。
8. 上場取引所 なし。

ご注意： この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、本新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における本新株予約権付社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において本新株予約権付社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本新株予約権付社債については米国における募集は行われません。

<ご参考>

1. 調達資金の使途

- (1) 今回調達資金の使途
 今回の資金調達による手取概算額 500 億円は、短期借入金の返済に 400 億円、運転資金に 100 億円を充当する予定であります。
- (2) 前回調達資金の使途の変更
 該当事項なし。
- (3) 業績に与える見通し
 今期の業績予想に変更はありません。

2. 株主への利益配分等

- (1) 利益配分に関する基本方針
 当社は、株主に対する利益還元を経営の重要政策の一つとして位置づけており、収益力の向上、財務体質の強化を図りながら、継続的かつ安定的な配当を実施してまいります。
- (2) 内部留保資金についての考え方
 内部留保資金については、既存事業の強化・拡充や新規事業の開拓のために必要となる設備投資、研究開発投資などの将来の企業価値を高めるための投資に活用していく考えであります。
- (3) 過去3決算期間の配当状況

	平成 15 年 3 月期	平成 16 年 3 月期	平成 17 年 3 月期
1 株あたり当期純利益	39.38 円	85.02 円	123.19 円
1 株あたり年間配当金 (1 株あたり中間配当金)	25.00 円 (10.00 円)	30.00 円 (10.00 円)	60.00 円 (10.00 円)
実績配当性向	63.5%	35.3%	48.8%
株主資本利益率	4.7%	10.4%	13.6%

(注) 「1 株あたり当期純利益」は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。尚、期中平均発行済株式総数については、自己株式数を控除した株式数を用いております。

3. その他

- (1) 潜在株式による希薄化情報
 今回のファイナンスを実施することにより、平成 17 年 11 月 8 日現在の発行済普通株式総数に対する潜在株式数の比率は、最初の 1 年間は、仮に当初の転換価額ですべて権利行使された場合、市場価格と転換数量の相関関係により、最大 8.86%となる可能性があります。
 また、2 年目以降は、仮に下限転換価額ですべて権利行使された場合、市場価格と転換数量の相関関係により、最大 13.29%となる可能性があります。なお、仮に当社の特約発動により修正可能なフロア価額ですべて権利行使された場合、市場価格と転換数量の相関関係により、最大 26.59%となる可能性があります。
 (注) 潜在株式数の比率は、今回発行する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権がすべて当初の転換価額・下限転換価額・フロア価額で権利行使されたと仮定した場合に発行される株式数を、直近の発行済普通株式総数(110,629,153 株)で除した試算数値であります。
- (2) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

エクイティ・ファイナンスの状況

年 月 日	増 資 額 (百万円)	増資後資本金 (百万円)	増資後資本準備金 (百万円)
平成 15 年 4 月 1 日(注 1)	26,792	6,940	36,175
平成 16 年 3 月 31 日(注 2)	426	7,154	36,389
平成 17 年 3 月 31 日(注 2)	556	7,433	36,668
平成 17 年 5 月 31 日(注 2)	238	7,552	36,787

ご注意： この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、本新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における本新株予約権付社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において本新株予約権付社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本新株予約権付社債については米国における募集は行われません。

- (注) 1.平成15年4月1日において、株式会社スクウェアとの合併(1:0.85)により、発行済株式総数が51,167,293株、資本準備金が26,792百万円増加しております。
2.ストックオプションとしての新株予約権の行使による増加であります。

過去3決算期間の株価の推移

	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期
始 値	2,300 円	1,849 円	3,070 円	3,250 円
高 値	2,900 円	3,340 円	3,470 円	3,630 円
安 値	1,597 円	1,597 円	2,560 円	2,940 円
終 値	1,774 円	3,110 円	3,290 円	3,400 円

- (注) 1 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。
2 平成18年3月期の株価については、平成17年11月8日現在で表示しています。

(3) その他

本新株予約権付社債には、譲渡制限が付される予定です。

また、本新株予約権付社債の割当先であるDaiwa Securities SMBC Europe Limitedは、本新株予約権付社債に付された新株予約権の権利行使の結果取得することとなる株式の数量の範囲内で行う当該株式と同一銘柄の株式の売付け等以外の本買取案件にかかわる空売りを目的として、当該株式の借株を行わないことになっております。

4. 割当予定先の概要

割 当 予 定 先 の 名 称		Daiwa Securities SMBC Europe Limited	
割 当 金 額 (額 面)		金 50,000,000,000 円	
払 込 金 額		金 50,000,000,000 円	
割当予定 先の内容	住 所	5 King William Street, London EC4N 7AX, United Kingdom	
	代 表 者 の 氏 名	Chairman & CEO 大村 信明	
	資 本 の 額	109 百万 スターリングポンド	
	事 業 の 内 容	証券業	
	大 株 主	大和証券エスエムビーシー株式会社 100%	
当社との 関 係	出 資 関 係	当社が保有している 割当予定先の株式の数	- (注)
		割当予定先が保有して いる当社の株式の数	- (注)
	取 引 関 係	なし	
	人 事 関 係	なし	

(注) 資本の額、大株主及び出資関係の欄は、平成17年11月8日現在のものであります。

以 上

ご注意： この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、本新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における本新株予約権付社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において本新株予約権付社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本新株予約権付社債については米国における募集は行われません。